



2011.2.15

高崎セントラルロータリークラブ

会長 / 加藤 勝二

幹事 / 森本 淳

クラブ会報委員長 / 石橋 克美

2010～2011年度 国際ロータリーのテーマ
国際ロータリー会長:レイ・クリンギンスミス「地域を育み、大陸をつなぐ」
BUILDING COMMUNITY
BRIDGING CONTINENTS

2010-2011・第19号

世界理解月間

2010～2011年度 クラブテーマ

『職業奉仕の原点に帰り、仲間作り、楽しく明るい例会を』

■本日の例会：合同親睦例会

(高崎南RC・前橋東RC・高崎セントラルRC)

■次回予定：2月22日(火) 卓話 橋爪 良真 会員

・・・例会報告 / 2月8日(火)・・・

◀卓話
栗原 信幸 会員10年程、調停委員をしまして、
本日ここにお集まりの皆様には全く
関係のない世界の話ではございます
が、私の委員としての経験と私見が
若干混じった「お話」としてお聞き頂
きます。

■離婚調停あれこれ

離婚には、協議離婚・調停離婚・審判離婚・裁判離婚の4通りの方法があります。国内で離婚する全ての夫婦は、このいずれかの方法で離婚する事になりますが、本日は離婚調停についてお話したいと思います。私も10年調停委員をさせて頂き、その中で専門知識ではなく身近な話題をテーマにQ&A形式で卓話をさせて頂きます。

Q1：離婚調停と円満調整調停

離婚調停は、一般的に「夫婦関係調整調停」と呼ばれます。これは夫婦関係の円満調整を求める調停でも同じ名称となっています。例えば、申立人が離婚を求めて申し立てたところ、調停の話し合いの中で相手方から円満調整の希望が出で、申立人もその希望を受け入れて、婚姻関係を続ける為の条件等を話し合いということになれば、離婚の調停は円満調整の調停へと変わることになります。

Q2：離婚の原因にはどのようなものがありますか？

裁判上の離婚原因について、次のように規定されています。夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができます。

1. 配偶者に不貞な行為があったとき。
2. 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
3. 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
4. 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
5. その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

Q3：財産分与と慰謝料との違いは？

離婚慰謝料は、配偶者に原因のある離婚によって生じた精神的苦痛に対する損害賠償。これに対して、財産分与は、夫婦の

協力によって形成した財産を、離婚によって精算するものです。

Q4：嫁入り道具や退職金は財産分与の対象になるのですか？
財産分与は、夫婦の協力によって形成した財産を精算する
手続ですから、婚姻前から妻の財産であった嫁入り道具や、
婚姻前からの預貯金などは、財産分与の対象外となります。
他方、退職金については、夫婦の協力によって形成した財産
として、将来支給を受ける退職金であっても、その支給を受
ける蓋然性が認められるときには、財産分与の対象とする
事が出来ます。

Q5：住宅ローンの取扱いについて、注意すべき点

夫婦の一方又は双方が債務者となっている住宅ローン付きの不動産を財産分与で取得する場合、不動産を取得する方の当事者が住宅ローンを支払うという取決めをしたときは、原則として、住宅ローンの債権者である銀行等に調停手続きに参加してもらい債務者を変更することに合意してもらう必要があります。不動産の名義を変更すると、住宅ローン契約に基づき、金融機関から一括返済するよう求められる可能性もあるため、事前に、金融機関に確認してもらうか、住宅ローン契約書を持参し専門家に相談することをおすすめいたします。



■ニコニコBOX(2月8日) 橋爪良真会長エレクト

橋爪 良真 君 僭越ながら会長代行を
やらせていただきます
森本 淳 君 栗原副会長、今夜は卓話を宜しくお願
い
します
佐藤 良隆 君 仕事で早退をします

■出席報告
(2月8日)

会員総数	33名
出席計算会員数	32名
当日出席者	23名
会場出席率	71.88%

例会場・事務所 / 高崎ビューホテル 高崎市柳川町70
TEL 027-310-7722 FAX 027-310-7733
E-mail : takasaki-cent@rid2840.jp
例会 / 毎週火曜日 18時30分